

給料・手当等について

給料（初任給）等

給料は、その職務内容や職階により決定されることとなっており、「級」と「号給」で構成されています。「号給」は、1号給から161号給まであり、毎年1月1日に勤務成績に応じて昇給します。

| 1級 | 2級 | 特2級 | 3級 | 4級 |
|-----|------------------|-------------------------------|--------|----|
| 講師等 | 教諭・養護教諭・ 栄養教諭 | 首席・指導教諭・ 指導養護教諭・ 指導栄養教諭 | 副校長・教頭 | 校長 |

初任給（給料月額）は以下のとおりで、経歴に応じて一定の基準により加算されます。給料月額に加えて、教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当が支給されます。

| 卒業学歴 | 初任給基準 | 給料月額 | 合計額 |
|---------|---------|----------|-----------|
| 短期大学 | 2級 7号給 | 232,400円 | 約272,000円 |
| 大学 | 2級 17号給 | 254,800円 | 約298,000円 |
| 大学院修士課程 | 2級 29号給 | 265,500円 | 約311,000円 |

→

教職調整額、地域手当、
義務教育等教員特別手当
加算後

- ※ 上記のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当が条件に応じて支給されます。
- ※ 他の自治体や民間企業等で支給されている現在の給与額を保障するものではありません。

期末・勤勉手当

「期末手当」と「勤勉手当」が6月と12月に支給されます。令和7年6月期については、採用後の在職期間に応じた割合(4/1付採用者は30/100)で支給します。

| | |
|------|---|
| 期末手当 | 給料、教職調整額、地域手当、扶養手当の合計額に支給率(125/100)を乗じて得た額 |
| 勤勉手当 | 給料、教職調整額、地域手当の合計額に前年度の人事評価に応じた成績率(※)を乗じて得た額 ※ 新規採用職員の成績率は105/100 |

(参考) 令和7年4月1日に採用された場合(大卒、過去の経歴なし、扶養親族なし、欠勤等なし)の6月支給額は約204,000円、12月支給額は約681,000円(見込み)となっています。

現在、国又は地方公共団体に所属している方へ

全庁的な制度見直しを行い、令和7年4月1日以降の採用者から、国又は他の地方公共団体の職員から一日も空けずに引き続き大阪府の職員に採用された場合であっても、「退職手当」や「期末・勤勉手当」にかかる在職期間の通算は行いません。

- 退職手当：採用前の在職期間に相当する退職手当を、現在所属している団体から受け取ってください。
- 期末・勤勉手当：令和7年6月期は採用後の在職期間に応じた割合(4/1付採用者は30/100)で支給します。
- 年次休暇：現在所属している団体から本府への繰り越しは認められません。



次頁の「退職手当等にかかる通算制度について」をプリントアウトし、現在所属されている団体の給与事務担当者さまにお渡しください。

国又は地方公共団体に所属している方は、
現在の所属(学校など)の給与事務担当者さまに

この資料をお渡しください！

退職手当、期末・勤勉手当にかかる通算制度を

令和7年3月31日をもって廃止します

退職手当

採用前の在職期間に相当する
退職手当を貴団体に支給
していただくこととなります

期末・勤勉手当

採用後の在職期間に応じた割合(※)で
令和7年6月期の期末・勤勉手当を
本府で支給します
(※ 4/1付の採用者の期間率は30/100)

年次休暇

本府への年次休暇の繰り越しは認められません

大阪府では、これまで国又は他の地方公共団体から大阪府の職員(府費負担教職員を含む)として採用された場合であっても、一日も空けずに採用されているときは、相互通算を前提に全ての在職期間を通算して退職手当と期末・勤勉手当を支給するとともに、年次休暇の繰り越しを認めてきたところです。

このたび、全庁的な制度見直しを行い、この通算制度を適用できる職員を「任命権者間の相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により採用された場合」に限ることとしました。

| | 令和7年3月31日までの採用者 | 令和7年4月1日以降の採用者 |
|---------|-------------------|----------------|
| 退職手当 | 相互通算を前提に 通算します | 通算しません |
| 期末・勤勉手当 | | |
| 年次休暇 | | |

そのため、令和7年4月1日以降に大阪府の職員(府費負担教職員を含む)として採用される新規採用職員については、在職期間にかかる通算制度が適用されません。

給与事務のご担当者様におかれましては、この書面をもって当該職員への退職手当の支給手続きを進めていただきますようお願いいたします。



根拠規定 は大阪府 HP へ

https://www.pref.osaka.lg.jp/0180110/kyoshokuin/kyo_sai/kyouin_kyuyo-fukuri.html

大阪府教育庁 教職員室 教職員企画課
(手当について)

給与・企画グループ：06-6944-9375

(年次休暇について)

労務・働き方改革推進グループ：06-6944-9374